

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

県議会議員選挙

○監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成21年3月24日

- 1 監査実施期間 平成20年10月27日～平成21年1月30日
福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 野 崎 直 宏
福島県監査委員 高 野 宏 之
- 2 監査対象機関 本庁2箇所及び公所7箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成20会計年度に施工する建築工事及び当該建築物に附帯する設備工事について実施した。

対象機関及び 工事名	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
企画調整部 テイクアウェイ 子ども体験館 (仮称)増築 工事	平成20年12月3日	小松山善継 野崎 直実	書面監査	平成20年11月26日

郡山高等技術 専門学校 郡山高等技術 専門学校実習棟 新築他工事	平成21年1月16日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年7月8日 平成21年1月8日
会津農林事務 所 中山間総合整 備事業(一般 型)会津ぼん だい地区活性 化施設工事	平成21年1月30日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年5月21日 平成21年1月14日
相双農林事務 所 かんがい、排水 事業(一般型) 富岡地区管理 所建設工事	平成20年12月24日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年5月23日 平成20年12月3日
県北建設事務 所 県営住宅全面 改善(蓬萊15 号棟)工事	平成20年10月27日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年9月25日
保原高等学校 保原高校大規 模改造外部工 事	平成20年12月24日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年7月3日 平成20年11月12日
埼玉工業高等 学校 埼玉工業高校 大規模改造工 事	平成20年12月24日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年6月13日 平成20年11月19日
会津工業高等 学校 会津工業高校 大規模改造工 事	平成21年1月26日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年9月7日 平成21年1月15日
警察本部 いわき中央警	平成20年10月27日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年9月2日

警察大規模改修工事				
-----------	--	--	--	--

○ 指導事項としたものは下記のとおりである。

対象工事名：中山間地域総合整備事業（一般型） 会津ばんだい地区活性化施設工事

- ・コンクリート工事において、コンクリート打設用ポンプ車の回送費を計上していないため、過小積算となっている。

- ・木工事において、金物及び釘を計上していないため、過小積算となっている。（会津農林事務所）

対象工事名：保原高校大規模改造外部工事

- ・仮囲い等について、共通仮設費に計上すべきところを現場管理費に計上したため、過小積算となっている。（保原高等学校）

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

対象工事名：アクラマリン子ども体験館（仮称）増築工事

- ・接続ブリッジ（連絡通路）の設計内容について検討を求めた。既設本館との接続ブリッジは窓及び空調設備がない設計となっているが、換気等の必要性について検討を要する。（保原高等学校）

対象工事名：中山間地域総合整備事業（一般型） 会津ばんだい地区活性化施設工事

- ・内部床下の設計内容について検討を求めた。当該施設は冬期間も利用することとしているが、床下に断熱材を設置しない設計となっており、断熱材の必要性について検討を要する。（会津農林事務所）

上記以外の監査対象機関の対象工事の執行は、適正と認められた。

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成21年3月24日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加藤 雅 美
 福島県監査委員 野崎 直 実
 福島県監査委員 高野 宏 之

第1 行政監査の概要

- 1 行政監査のテーマ
 - 1) 監査テーマ

県の作成する刊行物について

(注) 県の作成する刊行物とは、県費により外部に発注して作成された冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等をいう。

2) 選定理由

本県では、県政に対する理解と参加を進める一環として、県民にいろいろな刊行物を提供している。このような刊行物は制度の周知や県政に関する情報提供の手段として大きな役割を果たしているが、その一方でパソコンやインターネットの普及といった社会環境の変化により情報提供の手段も多様化してきている。このような中、県の作成する刊行物が、適切に作成、配布され、有効に活用されているか等を検証し、今後の適正な行政運営に資する。

2 監査の着眼点とその主な検証事項

着 眼 点	主 な 検 証 事 項
1) 刊行物の目的や必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や必要性は十分検討されているか。 ・同種の刊行物や関係する部署との調整は行われているか。
2) 刊行物の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報は盛り込まれているか。 ・内容は分かりやすいか。
3) 刊行物の作成について	<ul style="list-style-type: none"> ・作成時期、作成部数等作成は適切に行われているか。 ・環境への配慮はなされているか。
4) 刊行物の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・配布は適切に行われているか。 ・県政情報センターや県立図書館に送付されているか。
5) 電子媒体の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・電子データ化された原稿は活用されているか。 ・刊行物の内容は県のホームページに掲載されているか。

3 監査の対象

1) 監査対象及び監査対象機関

行政監査の実施に先立ち行った調査で報告のあった平成19年度に作成された刊行物945件の中から98件を監査対象として選定し、その刊行物を作成した所属を監査対象機関とした。

なお、平成15年度以降に作成された刊行物のうち平成19年度に現に管理されて

いるものについて、その一部を監査対象とした。
 (注) 所属名については、平成20年度行政組織改正後の名称とした。

- 2) 選定理由
 主として県民に配布する刊行物を中心に、同種の刊行物に偏在しないよう全体的な調整を図りながら選定した。
- 4 監査の実施

- 1) 実施期間
 平成20年4月から平成21年3月まで

- 2) 監査の方法
 監査対象機関から提出された資料等に基づき事務局職員が実施した調査結果を踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

- 5 監査対象刊行物の概要
 監査対象となった刊行物の概要は、次のとおりである。

表1 刊行物の種類別作成状況

区 分	冊子 レット レット	リーフ レット	チラシ	ポスター	記録メ ディア	その他	合計	作成 所属数	作成部数	作成経費 (千円)
県の作成する刊 行物	348	102	221	161	79	2	945	313	16,239,449	401,004
うち監査対象 刊行物	20	34	19	11	4	0	98	55	6,882,320	187,820

表2 刊行物の部局別作成状況

区 分	本庁作成刊行物		出先作成刊行物		計		構 成 比 (%)	
	件数	うち監査対象刊行物	件数	うち監査対象刊行物	件数	うち監査対象刊行物	件数	うち監査対象刊行物
知 事 部 局	356	59	198	10	554	69	58.6	70.4
知 事 直 轄	4	3	0	0	4	3	0.4	3.1
総 務 部	13	1	35	1	48	2	5.1	2.0
企画調整部	23	6	0	0	23	6	2.4	6.1
生活環境部	76	17	4	0	80	17	8.5	17.3
保健福祉部	72	7	13	0	85	7	9.0	7.1

商工労働部	52	8	22	1	74	9	7.8	9.2
農林水産部	80	11	71	2	151	13	16.0	13.3
土木部	36	6	53	6	89	12	9.4	12.2
企 業 局	8	0	1	0	9	0	1.0	0.0
病 院 局	2	0	6	0	8	0	0.8	0.0
議 会 事 務 局	1	0	0	0	1	0	0.1	0.0
教 育 委 員 会	39	10	237	7	276	17	29.2	17.3
警 察 本 部	41	10	47	0	88	10	9.3	10.2
人事委員会事務局	8	2	0	0	8	2	0.8	2.0
労働委員会事務局	1	0	0	0	1	0	0.1	0.0
計	456	81	489	17	945	98	100.0	100.0

表3 監査対象刊行物の目的別作成状況

区 分	件 数	構 成 比 (%)	
		事業の方向性を示すもの (例：構想、計画書)	事業の状況や結果を取りまとめたもの (例：年報、統計書)
事業の方向性を示すもの (例：構想、計画書)	1	1.0	
事業の状況や結果を取りまとめたもの (例：年報、統計書)	12	12.2	
事業実施の補助資料として使用するもの (例：手引、解説書)	7	7.1	
行政情報の周知や提供を主眼にして作成したもの (例：広報誌、各種案内)	78	79.6	
計	98	100.0	

第2 監査の結果と意見

監査対象となった98刊行物の監査結果は以下のとおりである。なお、刊行物別の監査結果については、別表のとおりである。

1 刊行物の目的や必要性について

1) 目的や必要性は十分検討されているか。

監査対象となった刊行物の目的や必要性の検討については、継続的に作成されている75件を含めて、予算要求時や作成する際の意思決定時に行われ、おおむね適切に行われていたが、なかには、主に防犯ボランティアの活動の一助とするために毎年度作成されている「平成20年版地域安全活動のあゆみ」(No.91)のように、直接防犯ボランティア活動に関わる情報が十分とは言えないことから、今後、作成目的と掲載する内容について検討を必要とするものも見られた。(意見)

刊行物のうち、特に継続的に作成されるものについては、前例に倣い作成すればよいとの考えに陥ることなく、作成の都度、その目的や必要性を十分検討の上、その是非を判断する必要がある。

2) 同種の刊行物や関係する部署との調整は行われているか。

ほかに同種の刊行物がある13件のうち、5件についてはほかの刊行物や関係する部署との間で調整が行われているが、ほかの8件については調整が行われていないままに作成されていた。

表4 同種の刊行物との調整状況

区 分	件 数	構成比
		(%)
ほかに同種の刊行物があるもの	13	13.3
調整が行われているもの	5	5.1
調整が行われていないもの	8	8.2
ほかに同種の刊行物がないもの	85	86.7

調整が行われていないままに作成された刊行物の中には、「新エネルギー身近な事例集(改訂版)」(No.6)と「地球と握手! うつくしまの新エネルギー(新エネルギー読本)」(No.7)、「2008年度生福島県立高等技術専門学校入学案内」(No.40)と「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)のように、掲載されている内容の一部に重複する部分があるものや、また「みんなですすめよう! 高齢者の交通安全」(No.19—生活交通課)と「高齢者の交通安全」(No.95—警察本部交通企画

課)、「薬物乱用防止啓発用リーフレット」(No.35—業務課)と「薬物乱用防止リーフレット」(No.92—警察本部少年課)のように、同一目的で作成され類似する内容を有するものが見られた。いずれも関係する部署の間で、その必要性、配布対象、掲載内容等に関して調整が行われていなかった。

その一方で、ほかに同種の刊行物はないものの「平成19年度わたしたちのくらしと税金(中学生用)」(No.4)や「ふくしまサポートブック」(No.33)のように、関係部署や関係団体との間で調整の上、作成されているものも見られた。(意見)

県民等に対し県政情報を多くの機会を通じて提供することは有効なことであるが、ほかに類似する内容の刊行物があったり、関連する業務を行う部署がある場合には、事務の効率的な執行や効果的な情報提供の観点から、刊行物の統合についての検討を含め、その必要性、配布対象、掲載内容等に関する調整を行う必要がある。

2 刊行物の内容について

1) 必要な情報は盛り込まれているか。

刊行物には、その目的に沿って必要な情報を記載する必要があるが、作成者名や問い合わせ情報(担当所属名、住所、電話番号等)の記載に十分でないものが見られた。

「福島県観光マップ」(No.41)のように、企画・制作の欄に県名(所属名)の記載がなく、県のかかわりが判然としないものや「思春期の性・健康サポートブック」(No.31)、「オリジナル品種ポスター」(No.49)、「飲酒運転追放広報チラシ」(飲酒運転の厳罰化等)」(No.96)のように、問い合わせ情報が全くないものも見られた。

その一方で、「福島県職員採用総合案内のパンフレット・ポスター」(No.97, 98)のように、問い合わせ情報として、担当課名、住所、電話番号、ホームページアドレスのほかに携帯電話からも容易に接続できるようにQRコードが記載され、いろいろな手段で問い合わせができるよう配慮されているものがあった。(意見)

刊行物に記載されている作成者名や問い合わせ情報については、責任の所在を明らかにするとともに、内容の詳細や関連する情報を確認するために欠かさないものであり、また、県と県民等との情報交換等の手段にもなることから、少なくともこれらの情報については記載する必要がある。

2) 内容は分かりやすいか。

監査対象となった刊行物の多くは、紙面構成、表現、文字の大きさ、専門用語の取扱い等に気を配り、分かりやすい内容となるように工夫して作成されていたが、なかには、県内全域に回覧方式により提供される広報紙「県警だより」(No.88)のように、限られた紙面に多くの情報を掲載するために文字が小さく、また、窮屈な割付けになっているものや、「森林環境税PRチラシ」(No.52)や「福島いじめSOS24」(No.78)のように、主に小学生を対象に配布するにもかかわら

ず、難しい漢字や表現が用いられているのが見られた。
また、主に浄化センターの施設見学者等を対象に配布する「福島県下水道計画図」(No.63)のように、専門技術的な内容となっているために容易には理解し難いものも見られた。

さらに、「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)に用いられている「ニース学科」「ニース実技」、「Professional福島県警察」(No.87)や「福島の警察」(No.89)に用いられている「サイバー犯罪」「ドメスティックバイオレンス」「プロファイリング」のように、専門用語や片仮名語に説明がないままに使用されているものが見られた。

その一方で、県内の全世帯に配布されている「うつくしま夢だより」(No.1)のように、子供向けの記事には文字を大きくした上にはほぼすべての漢字に仮名を振ったり、また、井戸水や湧水等を飲料水として利用する世帯に配布された「くらしの水を安全に」(No.34)のように、特に理解してほしい重要な箇所にはやや大きな文字を使い、難しい漢字には仮名を振り、そして専門用語には説明を加えたりして、読み手を意識して読みやすく、分かりやすい内容となるよう工夫されているものもあった。

(意見)

刊行物は読まれ、理解され、活用されてこそ、その目的が達成されることから、作成に当たっては利用者の立場に立って検討し、読みやすい紙面構成に心掛けるとともに、難しい漢字には仮名を振ったり、専門用語や片仮名語の多用はできるだけ避け、使用する場合には説明を加える等分かりやすい内容となるよう工夫する必要がある。

3) 障がい者や外国人への対応はなされているか。

監査対象となった刊行物のうち、視覚障がい者向けに作成された刊行物は「点字広報ふくしま」(No.3)の1件、外国人向けに作成された刊行物は「福島県企業立地ガイド(英語版)」(No.39)と「ふくしまグラフ(海外県人会用)」(No.2)の2件であったが、これ以外の刊行物の障がい者等への対応については、現場での自主的な取組に委ねられている場合が多かった。

(意見)

県内にも視覚に障がいのある方々や外国からの帰国者とその家族、在住外国人等日本語を母国語としない方々が暮らしていることから、刊行物の目的や配布対象者に応じて、点字版や外国語版等の作成を検討する必要がある。

4) 個人情報等は適切に取り扱われているか。

刊行物に掲載されている特定の個人を識別できる情報については、おおむね適切に取り扱われていたが、なかには、「森林を守り育て未来につなごます」(No.53)、「平成19年度福島県の森林・林業」(No.54)、「福島県の道路2008」(No.58)、「あぶくま高原道路リーフレット」(No.69)のように、人物写真が事前に本人等から承諾を得ないままに掲載されているものも見られた。その一方で、児童・生徒の人物写真が比較的多く掲載されている広報紙「教育ふくしま」(No.70)

のように、必ず在校生する学校を通じて該当児童、生徒の保護者から了解を取り、その上で学校から書面で承諾を得ているものがあった。

また、刊行物に掲載されている人物のイラストについては、女性だから、高齢者だから等、あるくくりで先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう、おおむね適切に使用されていたが、「特別支援教育で学校が変わります。」(No.79)のように従来の男女の固定的な性別役割分担に基づく表現も見られた。

(意見)

人物写真を含む個人情報については、いったんその取扱いを誤ると取り返しがつかないことから、職員のための個人情報保護ガイドブックを参考に、また、刊行物に掲載する人物のイラスト表現等については、先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう、県政広報物表現ガイドラインを参考にし、必要に応じて担当課に意見を求めるなど慎重に取り扱う必要がある。

3 刊行物の作成について

1) 作成時期、作成部数等作成は適切に行われているか。

監査対象となった刊行物の多くは、目的に沿って、おおむね適切に作成されていたが、なかには、作成時期の遅れにより開催日2週間前に配布されたイベント案内用「まちづくりシンポジウムチラシ」(No.61)、年度版の業務用資料であるにもかかわらず当該年度第2四半期の中ごろに作成された「平成19年度管内概要(県中建設事務所)」(No.64)、作成時期の遅れにより応募期間開始直前に関係者の元に配布された「17字のふれあいチラシ、ポスター、応募用紙」(No.72, 73, 74)、新制度の導入前に周知すべきであったにもかかわらず、導入後に作成して配布された周知用チラシ「特別支援教育で学校が変わります。」(No.79)のように、作成時期に適切でないものも見られた。

また、刊行物の校正については、掲載されている内容や情報量に応じて1回から3回程度行われていたが、「福島の警察」(No.89)や「けいさつのごと」(No.90)のように、掲載されている内容の一部に正確でない記述が見られた。

(意見)

刊行物は、作成時期や部数を事前に調整して作成する必要があるが、作成時期の遅れは配布時期にも影響を及ぼし、県民等に不利益を与えるおそれもあることから、最も効果が発揮される時期に配布できるよう、作成する必要がある。

また、刊行物に掲載される内容は、正確性の確保が重要であることから、原稿作成時や印刷校正時において、複数の職員の目で繰り返し点検する必要がある。2) 環境への配慮はなされているか。

現在、県においては、ふくしまエコオフィス実践計画やうつくしまグリーン購入実施要綱に基づき、環境に配慮した物品の優先調達に取り組んでいるところであり、その中で外注印刷物や委託事業に係る報告書等の用紙については、原則として古紙配合率70%以上の再生紙を使用するとともに、使用した場合には「再生紙使用」と明記することとされている。

監査対象となった刊行物の再生紙使用についての要求状況(表5)を見ると、

印刷発注時や委託契約時に87件（88.8%）で要求されていたが、11件（11.2%）については要求されていない場合が多かった。特に委託事業に係る成果品に関して再生紙使用を指示していない場合が多かった。

一方、刊行物の中には、「教育ふくしま」（No.70）のように、環境に配慮して針金を使用しない「糊どじ」による製本を行っているものが見られた。

表5 再生紙使用の要求状況

区 分	件 数	構成比
		(%)
要求されている刊行物	87	88.8
印刷発注分	74	75.5
業務委託分	13	13.3
要求されていない刊行物	11	11.2
印刷発注分	6	6.1
業務委託分	5	5.1

（意見）

県の刊行物には、その用途によっていろいろな種類の用紙が使用されているが、刊行物を作成する際には、ふくしまエコオフィス実践計画やうつくしまグリーン購入実施要綱に基づいて、外注印刷物に限らず委託事業に係る報告書等の用紙についても再生紙を使用するとともに、使用した場合には「再生紙使用」と明記する必要がある。

4 刊行物の活用について

1) 配布は適切に行われているか。

ア 配布時期、配布方法は適切か。

刊行物の配布については、目的に沿って、おおむね適切に行われていたが、なかには、野菜、果樹、花きの新品種作物「オリジナル品種ポスター」（No.49）のように、その一部に作付時期や出荷時期等を考慮しないで配布されたものや、業務用資料の「福島県の道路網図2008」（No.59）のように、新年度の早い時期に使用できるよう作成されたにもかかわらず、配布時期が遅れたものが見られた。

また、訓練の具体的な日程等が記載された「原子力防災訓練実施のお知らせ」（No.21）のように、新聞折込みにより配布された結果、地域の世帯の一部に配

布されていないものや、性に関する内容を主とする保護者向けの家庭教育資料「子どもに伝えたい性・いのち（小・中学生の保護者向け）」（No.76,77）のように、保護者への配布について具体的な指示がなく学校に送付された結果、多くの学校で特段の配慮がなされないままに児童・生徒を通じて配布されているものも見られた。

その一方で、発達障がい児・者を支援するために作成された「ふくしまサポートブック」（No.33）のように、事前に関係者に周知した上で、希望者に対し郵送（郵送経費本人負担）による提供を行うとともに、発達障がい者支援センターのホームページからダウンロードできるようにして、希望者が容易に入手できるように工夫しているものが見られた。

（意見）

刊行物の配布時期の遅れは、その効果を減少させ、県民等に不利益を与えるおそれがあることから、効果が最も発揮される時期に配布するとともに、その方法についても、事業の目的や配布対象者、掲載されている内容等を考慮して、事前に十分検討して行う必要がある。

イ 有償配布等は適切か。

監査対象となった刊行物のうち、県が直接有償で配布していたものは、博物館で作成された図録「樹と竹」（No.83）、図録「わくわく！化石大集合」（No.84）、「考古学から探る古代会津ハンドブック」（No.85）、「紀要第22号」（No.86）の4件であった。これらの刊行物の配布価格については、印刷に要する経費を算定基礎に設定することとされているが、そのほかに過去に作成された同種の刊行物の設定価格等を参考にしながら設定されていた。

また、平成15年度以降に博物館で作成され、現在も有償で配布されている刊行物について調査したところ、対象となる刊行物16件、20,700部に対し、全体の37%に当たる約7,600部が、まだに配布されずに保管されていることが分かった。なかには、作成してから5年経過して、いまだに半数以上の残部を有するものも見られた。

表6 博物館が直接有償配布している刊行物の状況

区 分	作成 件数	作成 部数 A	配布 部数	残部数 B	残部率 (%) B/A
平成15～19年度作成分	16	20,700	13,041	7,659	37.0

（平成20年9月末現在）

一方、県から著作物使用の許諾を受けて他の団体が有償で配布しているものには、広く一般に有償配布している「第122回福島県統計年鑑」（No.8）、「一目でわかる福島県の指標2008」（No.9）、「平成19年版福島県勢要覧」（No.10）と、農業の適正使用について指導するために関係者に有償配布してい

る「農産物病害虫防除指針」(No.45)の計4件あった。いずれもその使用許諾に当たり、県は団体に対し著作権料に相当する対価を求めていなかった。(意見)

県が有償で配布している刊行物の価格設定については、刊行物作成の実態を十分に反映しているとは言えないことから、今後、その見直しを含め取扱いについて検討する必要がある。

また、有償で配布される刊行物が、将来において必要以上に残部を抱えることがないよう、過去に作成された同種の刊行物の配布実績等を参考に作成するとともに、現に保管している刊行物については、残部の状況を確認の上、今後の管理等の在り方を検討すべきである。

一方、県から無償による許諾を受けて他の団体が広く一般に有償配布している刊行物については、当該刊行物の作成に県が多く時間と労力を費やして作成したものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。

2) 県政情報センターや県立図書館に送付されているか。

行政資料の収集及び管理に関する要綱により行政資料を提供することとされている県政情報センター(文書法務課)への送付状況(表7)を見ると、チラシとポスターを除く83刊行物のうち27件(32.5%)が送付されたのみで、2/3に当たる56件(67.5%)については“要綱の存在を知らなかった”“送付の対象とならないと思った”“失念していた”等の理由で送付されなかった。一方、毎年度、文書で行政資料の提供を依頼している県立図書館への送付状況(表7)を見ると、文書で各所属に依頼しているにもかかわらず、36件(43.4%)の送付にとどまり、半数以上の47件(56.6%)については“通知があることを知らなかった”“失念していた”等の理由で送付されなかった。

以上のように、県政情報センターや県立図書館への刊行物の送付については、要綱や通知により各所属に周知されているにもかかわらず、所属内で十分徹底されていないことが分かった。

表7 県政情報センターや県立図書館への送付状況(チラシ、ポスターを除く。)

区 分	件数	構成比 (%)		送付されていない理由
		送付されている刊行物	送付されていない刊行物	
県政情報センター	27	32.5		・要綱の存在を知らなかった。
	56	67.5		・送付の対象とならないと思った。
計	83	100.0		・失念していた。等
送付されている	36	43.4		・通知があることを知

県立図書館	刊行物		らなかった。 ・失念していた。等
	送付されている刊行物	計	
計	47	83	56.6 100.0

(意見)

各所属においては、改めて当該要綱や通知の趣旨・内容を所属内に徹底するとともに、刊行物を作成した場合には、県政情報センターや県立図書館に対し、積極的に送付する必要がある。

3) 刊行物についての意見要望の収集は行われているか。

刊行物についての意見要望の収集状況(表8)を見ると、収集しているとするのはアンケート調査を実施した11件、会議の席上で聴取した13件等37件(37.8%)に過ぎず、全体の6割以上に当たる61件(62.2%)で行われていなかった。

特にその必要性が高いと思われる継続的に配布されている刊行物でさえも、全体の6割で意見要望の収集が行われていなかった。この中には、毎年配布されている「原子力防災訓練実施のお知らせ」(No.21)のように、長年にわたり、対象地域の住民を対象に継続して配布されているものも見られた。

表8 意見要望の収集状況

区 分	件数	構成比 (%)	うち継続的作成分	
			件数	構成比 (%)
収集されている刊行物	37	37.8	30	40.0
アンケート調査	11	11.2	11	14.7
ヒアリングの実施	0	0.0	0	0.0
会議	13	13.3	9	12.0
その他	13	13.3	10	13.3
収集されていない刊行物	61	62.2	45	60.0

そのような中で「うつくしま農林水産フロンティア通信」(No.47)のように、発送の都度、アンケート用のはがきを同封し、会員から内容の満足度、取り上げたい情報等について意見要望を収集し、県と会員との双方向による情報交換を通じて次回以降の紙面づくりに活かしているものも見られた。

(意見)

刊行物について意見要望を収集することは、刊行物の必要性や効果を確認する上から必要なことであり、特に継続して配布される刊行物については、会議やイベント等をとらえて意見要望を収集するとともに、必要に応じてアンケート調査を行うなどして、県民等の意見要望を反映したものとすることが必要である。

5 電子媒体の活用について

1) 電子データ化された原稿は活用されているか。

刊行物の作成に当たり職員により作成された原稿は、電子データ化されていることが多いが、委託等により外部に発注された19件を除く79件の刊行物のうち、原稿が印刷業者にCDやFD等の電子媒体で渡されたものが35件(44.3%)、紙媒体で渡されたものが44件(55.7%)となっていた。

このような中、「ふくしまフアンクラブ会報」(No.43)や「ミュージアムカレンダー」(No.80)のように、職員が作成した原稿をCDやFD等の電子媒体で業者に渡して有効活用し、経費節減につなげているものが見られた。

(意見)

刊行物の原稿については、事務の効率化と経費節減の観点から、可能な限り電子データ化に努めるとともに、電子データ化された原稿については、CDやFD等の電子媒体で印刷業者に渡して有効に活用する必要がある。

2) 刊行物の内容は県のホームページに掲載されているか。

県のホームページへの掲載については、一部掲載を含め72件(73.5%)で行われているが、全体の1/4以上に当たる26件(26.5%)については、いまだ掲載されていないかった。

掲載されていない刊行物の中には、「薬物乱用防止リーフレット」(No.92-警察本部少年課)や「シルバークセーサテライトパス」(No.94)のように、多様な広報手段を用いて広く県民に周知する必要があると思われるものも見られた。

表9 県ホームページへの掲載状況

区 分	件 数	構成比 (%)	
		掲載されている刊行物	掲載されていない刊行物
全部掲載	72	73.5	
一部掲載	46	46.9	
掲載されていない刊行物	26		26.5

(意見)

刊行物の内容を県のホームページに掲載することは、周知効果を高め、副次的に刊行物の作成部数の抑制も期待できることから、刊行物の配布に併せて、可能な限りホームページに掲載する必要がある。

3) 電子媒体への移行について検討されているか。

監査対象となった刊行物のうち、継続的に作成されている75刊行物の電子媒体への移行についての検討状況は、検討しているのはわずか10件(13.3%)にとどまり、一方、配布対象者のインターネット環境や現在作成されている刊行物の種類やその目的、電子媒体に移行した場合の効果等を考慮して、具体的に検討をしていないとするものが65件(86.7%)にも上った。以上のように、電子媒体への移行については、余り具体的に検討されていないことが分かった。

このような中、小学生高学年用の社会科副教材として作成された「ふくしまの農林水産業」(No.48)のように、平成18年度までは印刷物で配布されていたが、学校のコンピュータ設備の整備に対応して、印刷物からCD-ROMに移行したもののや、「南会津のうりたんニユース」(No.56)のように、以前は県の機関を含めてすべて印刷物で配布されていたが、平成18年度から県の機関に対し電子メール配信に切り替え、その結果、1回当たり300部の印刷物を削減したのも見られた。

(意見)

県が提供する情報については、それを受ける方々のインターネット環境等を念頭に置きながら、最も効果的で経済的な方法で行う必要がある。

特に刊行物の配布対象が主に市町村、関係団体、県内外の企業等である場合には、必ずしも印刷媒体でなくとも目的が達成されることが多いので、県のホームページや電子メールによる情報提供に切り替える等、電子媒体への移行を積極的

6 その他

1) 庁内印刷設備の活用について

監査対象となった刊行物のうち長期間にわたり使用・保存する必要があるものの中には、「第122回福島県統計年鑑」(No.8)や「福島県環境白書(資料編)」(No.12)のように、経費節減の観点から刊行物の印刷すべてを外部に発注するのではなく、表紙以外の印刷や丁合を庁内の印刷設備を利用して行い、表紙の印刷と製本のみを外部に発注して、作成したのもが見られた。

(意見)

刊行物を作成する場合には、使用目的や配布対象等を考慮しながら、可能な限り庁内の印刷設備を活用する等の工夫をして、経費節減に努める必要がある。

2) イベント開催時に配布される刊行物について

イベント開催時に、業務用資料として作成された「2007福島県の農業農村整備(冊子)(地図)」(No.50,51)や地権者等への事業説明用資料として作成された「あぶくま高原道路リーフレット」(No.69)をそのまま配布するのではなく、配

布対象者に応じて、別に作成した資料等を配布している所属があった。その一方で、県の業務用資料として作成された「平成19年度福島県の森林林業」(No.54)のような専門技術的な刊行物をそのまま配布している所属もあった。(意見)

イベント開催時等に配布する刊行物については、既成のもの活用の適否を十分検討した上で、必要に応じて、米場者の方々誰もが理解できるような、分かりやすいものを作成し、配布する必要がある。

3) ふくしまイメージデザインの使用について
 ふくしまイメージデザインの使用については、表10に示すように、37件(37.8%)と全体の4割にも満たない上に、様々な形で用いられていた。その一方で、使用していないものは61件(62.2%)で、他のロゴマークを優先して使用しているためにイメージデザインを使用しないとする17件を除いても44件にも及んだ。この取組は、平成4年から行われているものの所属によって温度差が生じており、“イメージデザインの使用については特に意識していなかった”という理由が物語るように、10数年経過した現在、余り積極的に取り組まれている実状が明らかとなった。

表10 ふくしまイメージデザインの使用状況

使用されている刊行物	区 分	件 数	構成比
			(%)
デザイン十うつくしま、ふくしま。	十県章十福島県	17	17.3
	十福島県	5	5.1
	十デザイン	3	3.1
デザイン	十県章十福島県	3	3.1
	十福島県	12	12.2
使用されていない刊行物		61	62.2
理 由	・他のロゴマークを使用している。	17	17.3
	・以前から使用していなかった。 ・使用について特に意識していなかった。等	44	44.9

(意見)

ふくしまイメージデザインは、平成4年から福島県の統一的なイメージの醸成を図り、本県の魅力や良好なイメージを県内外に発信するために使用されていることを踏まえ、刊行物を作成する際には、可能な限りイメージデザインを使用すべきである。

第3 まとめ

今回監査対象となった刊行物については、厳しい財政状況の中種々工夫を重ねて、おおむね適正に作成、活用されているものと認められたが、今後、刊行物の作成・活用に当たっては、特に次に掲げる事項に留意するとともに、県の作成する刊行物がより一層県民等にとって有用なものとなり、県政に対する理解と参加の促進の一助となるよう期待する。

1 刊行物作成の手引について

平成19年度に県で作成された冊子、パンフレット、ポスター等の刊行物は、外部に発注して作成された945件のほかに県自らが作成したものを含めると、かなりの数に達するが、これらの刊行物を通じて、多くの県政情報が県民等に届けられている実態を踏まえ、改めて県の作成する刊行物の果たす役割の大きさをうかがい知ることができるところが、県には、現在、このように大きな役割を果たしている刊行物全般に関して、それを統括する部署がなく、また、統一的な作成の手引もないことから、各所属においては、過去に作成された刊行物の作成手法や次に掲げるような要綱や通知等を参考に、作成しているのが現状である。

このような中、今回の監査において、同種の刊行物や関係する部署との調整が行われないうちに作成された刊行物があったり、刊行物に必要な情報が漏れているものや個人情報取扱の適切さを欠くもの等、作成に当たり改善・検討を要する事例が多く見られたところである。

今後は、県民等に必要な行政情報を正確に、県民に分かりやすい形で提供するためにも、現在ある刊行物作成に係る要綱や通知等を参考にしながら、刊行物作成に必要な手引の作成について検討する必要がある。

【刊行物の作成に当たり参考となる要綱・通知例】

- 1 印刷物の電子化に関する指針(平成20年4月1日改正：広報課)
- 2 福島県ホームページの作成に関する手引き(平成20年4月1日改正：広報課)
- 3 ふくしまイメージデザインの使用について(県行政における“うつくしま、ふくしま。”県民運動広報の基本指針について)
- (平成4年5月30日ふくしまイメージづくり推進本部長通知：広報課)
- 4 職員のための個人情報保護ガイドブック(平成18年1月発行：文書法務課)
- 5 行政資料の収集及び管理に関する要綱(平成20年4月1日施行：文書法務課)
- 6 封筒や名刺、ネームプレート等に関するガイドライン

(平成15年12月22日福島県ユニバーサルデザイン推進本部会議決定：人権男女共生課)

- 7 県政広報物表現ガイドライン-気づいて、築く男女共同参画社会-
(平成14年3月作成：人権男女共生課)
- 8 ふくしまエコオプティマス実践計画 (平成20年4月1日改訂：環境共生課)
- 9 行政資料収集への協力について (依頼) (平成20年3月14日・県立図書館)
- 2 県政情報センターや県立図書館への送付について
- 7 監査対象となった刊行物のうち、チラシとポスターを除く半数以上の刊行物が県政情報センターや県立図書館に送付されていないことが明らかになったが、刊行物を作成した場合、各所属においては、県民等への情報提供や県の行政資料等の保存の観点から県政情報センターや県立図書館への送付を徹底するとともに、県政情報センターへの送付については、行政資料の収集及び管理に関する要綱に規定されているものの、その趣旨が各所属に十分徹底されていないことから、県政情報センターを所管する所属においては、県立図書館同様に毎年通知するなどして、刊行物の収集に努める必要がある。
- 3 刊行物についての意見要望の収集について
監査対象となった刊行物のうち6割以上の刊行物について、県民等から意見要望の収集が行われていないことが明らかになったが、県の作成する刊行物は、県が県民等に「伝えたい」「知らせたい」情報を中心に一方的に発信しているものが多いことから、県が県民等から、発信した情報が適切なものであったか、どの程度効果があったか、また、県民の方々はどのような情報を「知りたい」のか、等についての意見や要望を収集することは必要なことであると考えられる。
よって、刊行物を配布した所属においては、会議やイベント等の機会をとりえ、できる限り県民等の声を聴き、また、必要に応じてアンケート調査を行うなどして、意見要望の収集に努めるべきである。
- 4 電子媒体の活用について
パソコンやインターネットの普及といった社会環境の変化により情報提供手段も多様化している中、本県においても、電子データ化された原稿の有効活用や刊行物の内容を県のホームページに掲載して、県民等に提供する等、様々な形で電子媒体が活用されていたが、なかには、作成された電子データを十分活用できるにもかかわらず、活かされていない事例も見られた。
今後は、効率的な情報提供や経費節減の観点から電子媒体を積極的に活用するとともに、印刷媒体と電子媒体の長所、短所を考慮しながら、それぞれの特性を活かして使い分けたり、併用したり、最も効果的な手段で県政情報を提供するように検討すべきである。

終わりに、今回の監査は、監査に先立ち報告のあった945件のうち約1割に相当する98件を対象に実施したが、監査対象とならなかった刊行物についても、監査結果を参考

に刊行物の目的・必要性等について十分に検討し、より一層県民に分かりやすく、そして役立つ刊行物を作成・配布することを期待するものである。

別表 刊行物別監査結果

監査結果には、改善・検討を要する内容を記載したが、併せて、今後、改善・検討を行う際に参考となる事例を【参考事例】として掲載した。
(注) 作成部数については、平成19年度に作成した総数を記載するとともに、作成した回数を括弧書きとした。例 4,080,000部 (作成回数：6回)
また、所属名は、平成20年度組織改正後の名称とした。

No	刊行物名 [種類] 作成部数・作成経費 所 属 名	監 査 結 果
1	うつくしま夢だより 【パソコンレット】 4,080,000部 (作成回数：6回) 62,671千円 広報課	【参考事例】 県内の全世帯に配布されている県政広報誌であり、子ども向けの記事には、ほぼすべての漢字に仮名を振ったり、文字を大きめにしたり、一定の配慮がなされている。
2	ふくしまグラフィック 【パソコンレット】 68,000部 (作成回数：4回) 14,492千円 広報課	・特になし。
3	点字広報ふくしま 【パソコンレット】 点字版 2,100部 (作成回数：6回) 活字版 3,480部 (作成回数：6回) カセットテープ 360本 (作成回数：6回) 1,897千円 広報課	・特になし。
4	平成19年度わたしたちのくらしと税金 (中学生用) 【パソコンレット】 25,370部 946千円 税務課	・税に対する関心を高め、正しく税を理解してもらうために、中学生に配布されているが、税に関する用語のほか、「循環型社会」や「社会保障制度」のような税関係以外の用語にも説明を加える必要がある。 【参考事例】 ・県関係者のほか、税務署職員、中学校教員が参画した場で調整の上、作成されている。

・福島県中地域を定住・二地域居住先として周知

<p>5 住パソネット [リーフレット] 40,000部 672千円 県中地方振興局</p>	<p>するために、主に県外の方々に配布されているが、定住・二地域居住については、多様な広報手段を用いて周知すべき内容であることから、県のホームページも活用して周知する必要がある。</p>
<p>6 新エネルギー身近な事例集 (改訂版) [パソネット] 1,000部 284千円 エネルギー課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー導入の意義や県内における事例を紹介するため、県民に配布されているが、内容の一部に重複する部分が見られるので、統合を含めて調整する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。
<p>7 地球と握手！うつくしまの新エネルギー (新エネルギー誌本) [冊子] 1,000部 158千円 エネルギー課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、県機関、市町村等に配布されている総合統計書であるが、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多く時間を労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。 【参考事例】 表紙以外の印刷や丁合を市内の印刷設備を利用して行い、表紙の印刷と製本のみを外部発注して、経費の削減を図っている。 平成19年度印刷経費 45千円/210部 平成18年度印刷経費 1,197千円/240部
<p>8 第122回福島県統計年鑑 [冊子] 210部 45千円 統計分析課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、国、県機関、市町村等に配布されている統計書であるが、編集者として部・領域名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。 国、県機関、市町村等に対しては、必ずしも印刷媒体でなくとも提供できることから、電子メールによる配信について検討する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 県が配布するほか、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多く時間を労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。
<p>9 平成19年版福島県勢要覧 [冊子] 250部 179千円 統計分析課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、国、県機関、県内の図書館等に配布されている総合統計書の普及版であるが、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償
<p>10 統計分析課</p>	<p>で配布している。本冊子は、県が多く時間を労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。</p>
<p>11 県民カレッジ学習情報交流誌 「夢まなびと」 [パソネット] 60,000部 (作成回数：3回) 1,911千円 生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内の生涯学習情報を取りまとめたもので、年3回、公民館、図書館、大手スーパー等を通じて県民に配布されているが、大手スーパーから取扱い部数の見直しについて要望が寄せられていることを踏まえ、配布先や配布部数について検討する必要がある。
<p>12 福島県環境白書 (本編・資料編) [冊子] 800部 788千円 生活環境総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県における環境の状況や環境の保全に関して講じた施策を明らかにしているもので、毎年、国、県機関、市町村等に配布されているほか県のホームページにも掲載されているが、行政機関等に対しては、必ずしも印刷媒体でなくとも提供できることから、ホームページへ掲載した旨の通知について検討する必要がある。 【参考事例】 資料編は、表紙以外の印刷や丁合を市内の印刷設備を利用して行い、表紙の印刷と製本のみを外部に発注して、経費の削減に努めている。 平成19年度印刷経費 788千円/800部 平成18年度印刷経費 1,249千円/800部
<p>13 学校消費者教育副読本 (生徒用) [パソネット] 1,029千円 (No.13,14合計) 消費生活課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>14 学校消費者教育副読本 (指導者用) [パソネット] 1,029千円 (No.13,14合計) 消費生活課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>15 「みんなでつくる「いのち」の祭典2007ふくしま」用チラシ [チラシ] 25,076千円 (No.15~17合計) 40,000部 (刊行物の作成ほか、イベント開催業務全般の委託) 人権男女共生課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>「みんなでつくる「いのち」の祭典2007ふくしま」用ポスター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

16	<p>[ボスター] 5,000部 25,076千円 (No.15～17合計) (刊行物の作成ほか、イベント開催業務全般の委託) 人権男女共生課</p>	<p>• 特になし。</p>
17	<p>みんなであつくる「いのち」の祭典2007ふくしま実施報告書 [冊子] 400部 25,076千円 (No.15～17合計) (刊行物の作成ほか、イベント開催業務全般の委託) 人権男女共生課</p>	<p>• 特になし。</p>
18	<p>福島県男女共同参画高校生副読本 [冊子] 27,000部 2,552千円 人権男女共生課</p>	<p>• 特になし。</p>
19	<p>みんなですすめよう！高齢者の交通安全 [リーフレット] 24,000部 580千円</p>	<p>• 高齢者の交通安全を推進するため、毎年、県民を対象に配布されており、警察本部交通企画課作成の「高齢者の交通安全」(No.95)と用途は異なるが、同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 • 問い合わせ情報として、担当所属名(課名)、ホームページアドレスの記載はあるものの、電話番号等を記載する必要がある。 • 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
20	<p>パスポート(旅券)の申請案内 [リーフレット] 60,000部 662千円 旅券室</p>	<p>• 特になし。</p>
21	<p>原子力防災訓練実施のお知らせ [リーフレット] 22,000部 298千円 原子力安全対策課</p>	<p>• 原子力防災訓練の実施前に、毎年、新聞折り込みにより双葉郡内8町村の世帯に配布されているが、新聞購読をしていない世帯を含む全世帯に配布されるよう、配布方法を検討する必要がある。 • 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
22	<p>[その他(カレンダー)] 21,200部 2,894千円 原子力安全対策課</p>	<p>降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
23	<p>ごみの未来(児童用) [パンフレット] 23,500部 1,012千円 環境共生課</p>	<p>• 廃棄物の処理に関する正しい知識とごみの減量化、リサイクルの必要性を学ぶための環境学習用資料として、小学校4年の児童や教員に配布されているが、今後の環境教育の充実や次回以降の作成に活かすためにも、児童や教員等からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>
24	<p>ごみの未来(指導者用) [パンフレット] 2,400部 227千円 環境共生課</p>	<p>• 特になし。</p>
25	<p>うつくしまエコ・リサイクル製 品利用事例集 [冊子] 10,000部 2,594千円 環境共生課</p>	<p>• 特になし。</p>
26	<p>景観情報誌 [景] [パンフレット] 12,000部 1,323千円 環境評価課</p>	<p>• 景観に関する理解を深め、景観形成への意識を醸成するため、毎年、県内外の方々に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、読者からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>
27	<p>平成19年度鳥獣保護区等位置図 [その他(地図)] 7,500部 1,205千円 自然保護課</p>	<p>• 鳥獣保護区等の位置を周知するため、毎年、狩猟者登録証の交付時等に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、狩猟者等からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>
28	<p>廃棄物の不法投棄ゼロを目指して！ [リーフレット] 50,000部 798千円 不法投棄対策室</p>	<p>• 廃棄物の不法投棄の未然防止や早期発見のため、不法投棄監視員等に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
29	<p>高齢者虐待防止普及啓発用パンフレット [パンフレット] 5,000部 158千円 高齢福祉課</p>	<p>• 特になし。</p>
30	<p>うつくしまシングルマザー応援ブック(平成19年改訂版) [パンフレット] 20,000部 143千円 児童家庭課</p>	<p>• 母子家庭に対する支援施策等の情報を提供するため、毎年配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
	<p>思春期の性・健康サポートブック [パンフレット]</p>	<p>• 性に関する疑問や問題を抱える高校生に対し、養護教諭が個別指導する際の資料として配布されて</p>
	<p>シッカリ家族の原子力防災知識 カレンダー</p>	<p>• 原子力防災知識の普及啓発を図るため、毎年、双葉郡内8町村の世帯に配布されているが、次回以</p>

31	30,000部 914千円 児童家庭課	いるが、発行者として県・部名の記載はあるもの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。
32	子育て応援バスポート協賛店が イトナツク [冊子] 193,410部 14,403千円 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
33	ふくしまサポーターズツク [冊子] 3,000部 515千円	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児・者を支援するため作成された冊子で、発行者として県名、住所、電話番号の記載はあるもの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。 【参考事例】 県関係者のほか、市町村職員、障がい者関係親の会、学識経験者、障がい児者施設職員等関係機関や関係団体の職員が参画した場で調整の上、作成されている。 事前に関係者に周知した上で、希望者に対し郵送(実費負担)による提供を行うとともに、発達障がい者支援センターのホームページからダウンロードできるようにして、希望者が容易に入手できるよう工夫している。
34	くらしの水を安全に [リーフレット] 41,000部 328千円 食品生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 井戸水や湧水等を飲料水として利用する世帯に配布されているが、特に理解してほしい重要な箇所にはやや大きな文字を使い、難しい漢字には仮名を振り、そして専門用語には説明を加えて、読みやすく、分かりやすくできるよう工夫されている。
35	薬物乱用防止啓発用リーフレット [リーフレット] 10,000部 158千円 薬務課	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、小・中学生を対象に開催されている薬物乱用防止教室等で配布されているが、警察本部少年課作成の「薬物乱用防止チラシ」(No.92)と同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 小・中学生にとっては専門的で、全体的に難しい内容となっていることから、分かりやすくできるよう工夫する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、小・中学生や教員から意見要望の収集を行う必要がある。
36	福島県企業立地ガイド(総合案内) [パンフレット] 3,606千円 (No.36～39合計) 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
37	福島県企業立地ガイド(工業団地案内) [パンフレット] 3,606千円 (No.36～39合計) 3,100部 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
38	福島県企業立地ガイド(概要版) [パンフレット] 1,000部 3,606千円 (No.36～39合計) 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
39	福島県企業立地ガイド(英語版) [パンフレット] 600部 3,606千円 (No.36～39合計) 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
40	2008年度生福島県立高等技術専門校入学案内 [パンフレット] 5,000部 630千円 産業人材育成課	<ul style="list-style-type: none"> 県内に3校ある高等技術専門校の概要を紹介するもので、会津高等技術専門校作成の「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)と内容や配布対象者に類似する部分が見られるので、調整の上作成する必要が有る。
41	福島県観光マップ [その他(地図)] 40,000部 2,478千円 観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> 福島県の観光PRのために作成されている観光用マップであるが、関係団体と共同で企画・制作されているにもかかわらず、企画・制作の欄に県名の記載がないので、記載する必要がある。
42	ふくしま旅名人 [パンフレット] 10,000部 672千円 観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
43	ふくしまファンクラブ会報 [リーフレット] 6,600部 (作成回数：4回) 624千円 観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 県外に在住する方々を会員とするふくしまファンクラブの会報誌であるが、印刷発注に当たり、担当者が作成した印刷原稿をCDで業者に渡すことにより有効活用し、経費の節減に努めている。 平成19年度印刷経費 624千円/6,600部一平成19年7月創刊
44	テクノカレッジ会津事業概要 [パンフレット] 1,500部 528千円	<ul style="list-style-type: none"> 高校生の進路指導用、あるいは企業への説明用の資料として、主に地元の高校や企業に配布されているが、産業人材育成課作成の「2008年度生福島県立高等技術専門校入学案内」(No.40)と掲載されている内容や配布対象者に類似する部分が見られるので、調整の上作成する必要がある。

	会津高等技術専門学校	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に聞き慣れない「ニーズ学科」、「ニーズ実技」が用いられており、説明を加える必要がある。 ・次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。
45	農産物病害虫防除指針【冊子】 500部 289千円 循環型農業課	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
46	ふくしまの有機農産物生産者マップ 【リーフレット】 10,000部 336千円 農産物安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物の流通、消費拡大のため、主に流通業者や消費者に配布されているが、周知効果を高めるため、県のホームページへの掲載を検討する必要がある。 ・次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。
47	うつくしま農林水産フアンクラブ通信 【パンフレット】 3,400部 (作成回数：2回) 215千円 農産物流通課	<ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 ・県内の消費者をはじめとするクラブ会員に対し、年2回、県内の農林水産物や農林水産業に関する情報を提供しているが、発送の部数、アンケート用紙の返りがきき同封し、会員から内容の満足度、取り上げしてほしい情報等について意見要望を収集し、県と会員との双方方向による情報交換を通じて、次回以降の紙面づくりに活かしている。
48	ふくしまの農林水産業 【冊子】 70部 【記録メディア (CD-ROM)】 550枚 1,248千円 農産物流通課	<ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 ・小学校高学年用の社会科副教材として作成され、平成18年度までは印刷物で配布されていたが、小学校のコンピュータ設備の整備に対応して、平成19年度には一部印刷物を残しながらCD-ROMによる配布に、平成20年度には全面的にホームページによる情報提供に移行した。
49	オリジナル品種ポスター 【ポスター (5種類)】 5,000部 (1,000部×5種類) 867千円 園芸課	<ul style="list-style-type: none"> ・新品種作物 (アスパラガス、いちご、りんどう、ぶどう) の生産振興や知名度の向上等を旨とし、市町村や農業協同組合等に配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名 (課名) や電話番号等を記載する必要がある。 ・作成されているポスターの一部に、新品種作物の出荷時期経過後に配布されているものがあったので、作付時期や出荷時期等を考慮して、最も効果が発揮される時期に配布する必要がある。
50	福島県の農業農村整備2007 (冊子) 【パンフレット】 1,500部 788千円 農村計画課	<ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 ・農業農村整備事業についての業務用資料として事業説明会等で配布されているが、イベント開催時等には、単に当該パンフレットを配布するのではなく、別に作成した資料等を配布している。

51	福島県の農業農村整備2007 (地図) 【その他 (地図)】 1,500部 1,071千円 農村計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
52	森林環境税PRチラシ 【その他 (広報用啓発物品)】 40,000部 903千円 森林計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・主に森林環境学習の機会に、小学生に森林環境税による県の取組等を紹介する際配布されているが、難しい漢字には仮名を振ったり、分かりやすい表現を用いたりする工夫が必要である。
53	森林を守り育て未来につなぐ 【パンフレット】 40,000部 1,092千円 森林計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税による県の取組等を紹介するために作成されているが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。
54	平成19年度福島県の森林・林業 【その他 (地図)】 4,000部 1,743千円 森林計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の森林・林業に関する業務用資料として、毎年、国、県機関、林業関係団体に配布されているが、発行者として部名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名 (課名) を記載する必要がある。 ・特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。 ・イベント開催時に一般の来場者の方々にも配布されているが、掲載されている内容が事業中心で、専門技術的なものが多く、一般の方々には難しい内容となっていることから、誰もが理解できるように、分かりやすいものを作成し、配布する必要がある。
55	ふくしま県民の森リーフレット 【リーフレット】 25,000部 565千円 森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
56	南会津のうりんニュース 【リーフレット】 26,400部 (作成回数：12回) 721千円 南会津農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 ・平成18年度以前は、県の機関を含めてすべて印刷物で配布されていたが、平成19年度から県の機関に対し電子メール配信に切り替え、その結果、1回当たり300部の印刷物を削減している。
57	いわきの農林業【その他 (地図)】 2,000部 777千円 いわき農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
58	福島県の道路2008 600部 882千円 道路計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の道路現況、県管理道路の整備方針等についてまとめた業務用資料であるが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。

<p>福島県の道路網図2008 【その他 (地図)】 3,000部 3,528千円</p>	<p>• 県内の道路現況等についてまとめた業務用資料として、毎年、国、県機関、市町村等に配布されているが、発行者として部・領域名や住所の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 • 年度の早い時期に使用できるような作成されたにもかかわらず、5月末に配布されているので、使用目的に沿って作成後速やかに配布する必要がある。</p>
<p>福島空港リーフレット 【リーフレット】 1,000部 242千円 空港施設室</p>	<p>• 空港見学者等に、空港施設の概要を説明する際配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
<p>まちづくりシンポジウムチラシ 【チラシ】 5,000部 142千円 まちづくり推進課</p>	<p>• 参加申込書を兼ねた当該チラシは、まちづくりシンポジウム開催日の2週間前に納品されて、その後同日付で関係者に配布されたが、イベントの周知や参加者の募集・集約、開催準備のための期間等を考慮して、計画的な作成、配布に努める必要がある。</p>
<p>まちづくりシンポジウム報告書 【冊子】 260部 295千円 まちづくり推進課</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>福島県下水道計画図 【その他 (地図)】 6,800部 1,336千円</p>	<p>• 下水道整備事業等に関する資料で、県機関、市町村のほか、浄化センター見学者やイベント開催時に来場者の方々に配布されているが、発行者として部名の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要はある。 • 事業を中心に専門技術的な内容が掲載されており、施設見学者等には容易には理解し難いものとなっているので、配布対象者を考慮して作成する必要がある。 • 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
<p>平成19年度管内概要 【冊子】 250部 510千円 県中建設事務所</p>	<p>• 当該年度の管内の事業計画等をまとめた業務用資料で、年度の早い時期に必要とするものであるにもかかわらず、第2四半期の中ごろに納品、配布されており、使用目的から判断して、作成の時期や方法等について検討する必要がある。</p>
<p>歩いて楽しむ白河(まち歩きマップ) 【リーフレット】</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>30,000部 504千円 県南建設事務所</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>ニュースレター 【チラシ】 8部 1,524千円 (No.66～68合計) 相双建設事務所</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>交流案内マップ 【チラシ】 1部 1,524千円 (No.66～68合計) 相双建設事務所</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>宿泊体験しおり 【チラシ】 1部 1,524千円 (No.66～68合計) 相双建設事務所</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>あぶくま高原道路リーフレット 【リーフレット】 3,000部 977千円</p>	<p>• 地権者や工事見学者等に、あぶくま高原道路の現況や建設工事の概要について説明する際配布されているが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。 • 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 【参考事例】 • 小学生を対象とする現場見学会の際には、別途子ども向けの資料を作成の上配布している。</p>
<p>あぶくま高原自動車道建設事務所</p>	<p>• 開かれた教育行政の推進の一環として、年6回、教育行政施策や学校教育の現状等を県民に紹介する広報紙であるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 【参考事例】 • 特定の個人を識別できる児童・生徒の写真の掲載に当たり、在籍する学校を通じて該当児童・生徒の保護者から了解を取り、その上で学校から書面で承諾を得ている。 • 環境に配慮して、銚金を使用しない「糊とじ」による製本を行っている。</p>
<p>教育ふくしま【パンフレット】 48,000部 (作成回数：6回) 1,235千円</p>	<p>• 特になし。</p>
<p>うつくしまふくしま教育ニュース 【リーフレット】 302,000部 1,244千円 教育総務課</p>	<p>• 本県の教育行政に対する理解を図るため、年1回、教育行政施策や学校教育の現状等を児童・生徒の保護者等に紹介する広報紙であるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>

<p>72</p> <p>17字のふれあいチラシ [チラシ] 12,500部 100千円</p> <p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「17字のふれあい事業」は、子供と大人が共通の体験活動を通じて得た感動を5・7・5の17字で表現した作品として募集し、それらを広く紹介する事業であるが、募集用のチラシ、ポスター、応募用紙の中に、主催者や受付窓口となる機関名の記載はあるものの、問い合わせ情報として電話番号等を記載する必要がある。 作品の募集期間が始まる二日前に教育事務所に発送されたが、作品募集に関する周知や受付窓口となる市町村教育委員会の対応等に支障を来さぬよう、計画的な作成、配布に努める必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、教員や児童の保護者等から意見要望の収集を行う必要がある。(以上 No72-74)
<p>73</p> <p>17字のふれあいポスター [ポスター] 2,500部 175千円</p> <p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 応募用紙については、漢字の多くに仮名が振られているが、応募する子供たちの年齢層を考慮すると、漢字すべてに仮名を振る必要がある。(No74)
<p>74</p> <p>17字のふれあい応募用紙 [チラシ] 100,000部 200千円</p> <p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主催者の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を掲載する必要はある。 次回以降の作成に活かすためにも、教員等から意見要望の収集を行う必要がある。
<p>75</p> <p>17字のふれあい作品集 [パンフレット] 2,500部 125千円</p> <p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10代の子供たちの性・いのちに関する保護者向けの家庭教育資料であるが、保護者への配布方法について具体的な指示がない中で各学校に送付されていることから、多くの学校で、特段の配慮がなされないままに児童・生徒を通じて保護者に配布されている例が多数見られた。性に関する内容を主とする小冊子であることから、保護者への配布方法について検討する必要がある。
<p>76</p> <p>子どもに伝えたい性・いのち (中学生の保護者向け) [パンフレット] 36,000部 [記録メディア (CD-ROM)] 900部</p> <p>891千円</p> <p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに伝えたい性・いのち(小学生の保護者向け) [パンフレット] 39,000部 716千円 社会教育課
<p>77</p> <p>子どもに伝えたい性・いのち (小学生の保護者向け) [パンフレット] 39,000部 716千円</p> <p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子供のいじめ24時間電話相談の相談機関名や電話番号等を周知するために、小学1年生に配布されているが、難しい漢字や分かりにくい用語が見られるので、配布対象者を考慮して作成する必要がある。 前年度に掲載された内容をほぼ踏襲したものであるので、次回以降の作成に活かすためにも、教員
<p>78</p> <p>「福島いじめSOS24」紹介カード [その他(カード)] 25,000部 100千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子供のいじめ24時間電話相談の相談機関名や電話番号等を周知するために、小学1年生に配布されているが、難しい漢字や分かりにくい用語が見られるので、配布対象者を考慮して作成する必要がある。 前年度に掲載された内容をほぼ踏襲したものであるので、次回以降の作成に活かすためにも、教員
<p>学校生活健康課</p>	<p>等からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>
<p>79</p> <p>特別支援教育で学校が変わります。 [チラシ] 300,000部 495千円</p> <p>特別支援教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月に導入された「特別支援教育」や地域教育相談推進事業の概要について周知するため、教員や児童・生徒の保護者等に配布されているが、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 内容を分かりやすく表現するためにイラストが取り入れられているが、男女の地位、役割等の表現に従来の男女の固定的な性別役割分担に基づいたものが見られる。人物のイラスト表現については、女性だから、高齢者だから等、あるくくりで先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう配慮する必要がある。 (例)：校長一男、教師一女が多い、保護者一女のみ、コーディネーター・巡回相談員一女の等) 制度導入後に作成の上、学校を通じて配布されていたが、制度導入前に周知する必要がある。
<p>ミュージアムカレンダー [リーフレット] 40,000部 599千円</p> <p>美術館</p>	<p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美術館における1年間の企画展示、常設展示、普及事業等の開催期間や休館日等を周知するために作成されていたが、印刷添注に当たり、平成18年度から担当者が作成した印刷原稿をCD等で業者に渡すことにより有効活用し、経費の節減に努めている。 平成19年度印刷経費 599千円/40,000部 平成18年度印刷経費 599千円/40,000部 平成17年度印刷経費 683千円/40,000部
<p>80</p> <p>美術館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 美術館の企画展や関連イベント等の内容を周知するために年6回作成されているが、中に企画展のオーナメントの日より遅れて納品されているものもあったので、イベントの開催に支障を来さないよう、計画的な作成に努める必要がある。
<p>81</p> <p>美術館ニュース [リーフレット] 81,000部 (作成回数：6回) 804千円</p> <p>美術館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 美術館の企画展や関連イベント等の内容を周知するために年6回作成されているが、中に企画展のオーナメントの日より遅れて納品されているものもあったので、イベントの開催に支障を来さないよう、計画的な作成に努める必要がある。
<p>82</p> <p>博物館だより [パンフレット] 14,000部 (作成回数：4回) 838千円</p> <p>博物館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>83</p> <p>図録「樹と竹」 [冊子] 1,500部 859千円</p> <p>博物館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企画展の解説用図録等で、他の博物館、図書館等に配布されているほか来場者等に有償配布されている。 配布価格については、印刷に要する経費を算定基礎に設定することとされているが、そのほかに過去に作成された同種の刊行物の設定価格等を参考
<p>84</p> <p>図録「わくわく！化石大集合」 [冊子]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配布価格については、印刷に要する経費を算定基礎に設定することとされているが、そのほかに過去に作成された同種の刊行物の設定価格等を参考

<p>1,200部 409千円 博物館</p>	<p>にしながら設定されていた。価格設定については、刑行物作成の実態を十分に反映しているとは言えないことから、今後、その見直しを含め取扱いについて検討する必要がある。</p>
<p>「考古学から探る古代会津」ハ ンドブック 1,000部 216千円 博物館</p>	
<p>紀要第22号 600部 1,166千円 博物館</p>	
<p>Professional福島県警察 [パンフレット] 5,000部 552千円 警察本部警務課</p>	<p>警察官募集用のパンフレットであり、サイバー犯罪やドメスティックバイオレンス（DV）のような、犯罪に関する専門用語や片仮名語が使用されていることから、説明を加える必要がある。</p>
<p>県警だより 480,000部 (作成回数：6回) 2,516千円 [チラシ] 警察本部総務課</p>	<p>年6回、県内全域に回覧方式により提供される警察の広報紙であるが、限られた紙面に多くの情報を掲載するために文字が小さくなり、また窮屈な割付けになっているので、読みやすい紙面構成に努める必要がある。 多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。</p>
<p>福島の警察 [パンフレット] 10,000部 1,624千円 (No.89、90合計) 警察本部総務課</p>	<p>警察の組織や業務の概要を紹介する県民向けの資料で、防犯ボランティアの会議等で活用されているが、次のような警察業務や犯罪等に関する専門用語が使用されているので、説明を加えたり、分かりやすい言葉に置き換えたりする必要がある。 (例) 防犯環境設計、地域警察官、暴排パトロー ル、プロフテイルリング等 内容の一部に次のような正確でない記述が見られるので、原稿作成時における点検は言うに及ばず、印刷校正時においても複数の職員の目で繰り返し点検する必要がある。 (例) 福島県は、全国第3位の広大な県土を有していることから、警察署が東北6県の中で最も多い28署設置されています。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
<p>けいさつのごと [パンフレット] 8,800部 1,624千円 (No.89、90合計) 警察本部総務課</p>	<p>職場見学会等で、子供たちに警察の組織や仕事のあらまし等を紹介する際配布されているが、次のような警察業務や犯罪等に関する専門用語が使用されているので、説明を加えたり、あるいはやさしい言葉に置き換えたりする必要がある。 (例) 緊急通報電話、受理、指令等</p>
<p>90 警察本部総務課</p>	<p>内容の一部に次のような正確でない記述が見られるので、原稿作成時における点検は言うに及ばず、印刷校正時においても複数の職員の目で繰り返し点検する必要がある。 (例) 警察学校： 警察官をめざす人たちが、勉強や訓練を しています。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>
<p>91 警察本部生活安全企画課</p>	<p>薬物乱用の実態、薬物乱用が人に与える影響やその危険性を啓発するため、非行防止教室等を通じて中学・高校生に配布されているが、業務課作成の「薬物乱用防止啓発用リーフレット」(No.35)と同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 掲載されている写真の中にかなり刺激的なものが見られるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見・感想を収集する必要がある。 多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。</p>
<p>92 警察本部少年課</p>	<p>飲酒運転の根絶に向け「ハンドルキーパー運動」を周知徹底するために飲食店等に配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 (注) ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで、仲間を自宅まで送り届ける人という。</p>
<p>93 警察本部交通安全課</p>	
<p>94 シルバーセンターアトバイス [パンフレット] 6,000部 441千円 警察本部交通安全課</p>	<p>警察署が委嘱する高齢者交通指導隊員の指導用資料として配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>

<p>警察本部交通安全企画課</p>	<p>集を行う必要がある。推進に関連する内容で、多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべきものであることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。</p>
<p>高齢者の交通安全 [リーフレット] 20,000部 210千円</p> <p>警察本部交通安全企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の道路横断中の交通事故防止のために開催されている参加・体験型交通安全教室の受講者に配布されており、生活交通課作成の「みんなですすめよう！高齢者の交通安全」(No.19)と用途は異なるが、同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 印刷発注に当たり、電子データ化された原稿を業者にてCD等で渡す等、電子データ化された原稿の有効活用について検討する必要がある。
<p>飲酒運転追放広報用チラシ [チラシ] 50,000部 194千円</p> <p>警察本部交通安全企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の根絶を図るために、厳罰化された刑罰の内容等について紹介しているものであるが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。
<p>福島県職員採用総合案内パンフレット [パンフレット] 8,000部 588千円</p> <p>人事委員会事務局採用給与課</p>	<p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県職員募集のため、大学や地方振興局等を通じて応募者等に配布されているが、問い合わせ情報として、担当所属名(課名)、住所、電話番号、ホームページアドレスのほか、携帯電話から容易に接続できるようにQRコードが記載されている。
<p>福島県職員採用総合案内ポスター [ポスター] 500部 116千円</p> <p>人事委員会事務局採用給与課</p>	

監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成19年度分の財政的援助等について監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成21年3月24日

福島県監査委員 小松山 善 継

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
<p>福島県土地開発公社</p>	<p>平成20年11月26日</p>	<p>当公社の基本金250,860,000円について全額出資 高速自動車道生活再建対策等事業費補助金(常磐自動車道) 34,885,718円 地方職員共済組合(団体共済部)設立団体負担金 522,070円 土地開発公社事業資金融資債務保証 1,333,874,793円 いわき四倉中核工業団地造成事業損失補償 36,041,713円</p>	<p>小松山 善 継 高 野 宏 之</p>
<p>財団法人福島県産業振興センター</p>	<p>平成20年11月28日</p>	<p>当センターの基本財産2,752,427,437円のうち1,722,999,000円の出捐 経営支援プラザ等運営事業費補助金 123,400,729円 うつくしまプラットホーム推進事業費補助金 2,101,000円 専門家活用経営支援事業費補助金 6,593,830円 ベンチャー企業等総合支援事業費補助金 10,371,339円 輸送用機械関連企業振興事業費補助金 5,621,892円 小規模企業者等設備資金貸付事業運営費補助金 6,041,413円 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 4,660,000円 下請中小企業振興事業費補助金 48,463,911円 新産業創出・中小企業技術支援対策費補助金 1,169,000円</p>	<p>小松山 善 継 高 野 宏 之</p>

<p>産業振興センター技術支援事業運営費補助金 69,265,000円 うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト事業費補助金 62,832,498円 知的財産戦略支援事業費補助金 780,898円 中小企業機械貸与事業資金貸付金 3,391,249,000円 小規模企業者等設備資金貸付事業資金貸付金 174,490,000円 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金 128,409,000円 小規模企業者等設備導入資金損失補償 405,627,100円 中小企業振興館(起業支援室を除く。)指定管理料 88,270,710円 ハイテクプラザ(一部)指定管理料 9,653,000円 産業交流館指定管理料 96,336,120円</p>	<p>平成20年 11月28日</p> <p>(旧財団法人物産プラザふくしま)当物産プラザふくしまの基本財産1,017,600,000円のうち600,000,000円の出捐 物産プラザふくしま運営事業補助金 24,631,000円 ふくしまふるさと産品振興事業補助金 44,555,000円 観光物産振興事業補助金 67,684,186円 観光物産館指定管理料 20,963,710円 (旧財団法人福島県観光開発公社)当公社の基本財産36,300,000円について全額出捐 観光開発公社運営事業補助金 23,254,233円</p>	<p>小 高 野 善 之 継</p>
<p>観光物産振興事業補助金 20,000,000円 うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイロ普及事業資金貸付金 91,766,300円 観光開発公社事業資金融資損失補償 56,323,200円 天鏡閣指定管理料 26,396,000円 国民宿舍翁島荘指定管理料 0円 (旧財団法人福島県観光連盟) 観光連盟事業補助金 50,982,000円 うつくしま観光誘客プロモーション事業負担金 22,760,000円</p>	<p>平成20年 11月26日</p> <p>財団法人福島県農業振興公社</p> <p>当公社の基本財産589,248,000円のうち474,998,000円の出捐 農地保有合理化事業等運営事業補助金 6,354,941円 ふくしま農業人材育成緊急対策事業補助金 44,476,000円 農地保有合理化促進事業補助金 168,172,000円 農業振興公社運営資金貸付金 1,913,614,000円 農業生産法人出資育成事業資金貸付金 4,500,000円 就農支援資金貸付金 151,817,000円 農地保有合理化促進事業資金損失補償(新一般タイプ外) 272,309,463円 農作業受委託促進特別事業資金損失補償 312,045円 農地保有合理化促進事業資金損失補償(担い手育成資金) 148,597,518円 県信連資金償還資金損失補償 25,894,768円 農業振興公社運営資金損失補償</p>	<p>加 藤 雅 美 野 崎 直 実</p>

社団法人福島県 林業公社	平成20年 11月26日	当公社の基本金31,500,000円のうち10,000,000円の出資 造林事業補助金 229,730,486円 アカーツ林環境保全向上事業補助金 20,706,000円 林業基盤整備資金利子助成事業補助金 16,787,389円 林業公社運営事業補助金 9,930,491円 林業公社繰上償還資金貸付金 2,635,613,643円 林業公社事業資金貸付金 734,929,000円 林業公社事業資金融資損失補償 5,534,416,643円	小松山 善 之 高 野 宏 之	1,835,614,000円
福島県住宅供給 公社	平成20年 11月26日	当公社の資本金16,000,000円のうち11,000,000円の出資 地方職員共済組合団体共済部掛金 1,540,241円 住宅供給公社事業資金融資損失補償 700,000,000円	小松山 善 之 高 野 宏 之	
福島県道路公社	平成20年 11月26日	当公社の基本金1,454,525,000円について全額出資 西吾妻有料道路無料開放に伴う負担金 90,127,717円 高森熱海有料道路無料開放に伴う負担金 120,236,121円 磐梯吾妻道路管理運営資金貸付金 122,137,000円 福島空港道路管理運営資金貸付金 144,346,000円 西吾妻有料道路無料開放資金貸付金 531,558,863円 高森熱海有料道路無料開放資金貸付金 1,029,123,187円	加 藤 雅 美 野 崎 直 実	
財団法人福島県 文化振興事業団	平成20年 11月27日	当事業団の基本財産2,000,000円について全額出捐 文化センター利用料金免除事業補助金 12,810,000円 埋蔵文化財調査事業補助金 83,900,918円 文化財センター整備事業補助金 34,942,262円 文化センター指定管理料 261,804,000円 文化財センター白河館指定管理料 252,170,100円	小松山 善 之 高 野 宏 之	道路公社運転資金貸付金 80,000,000円 道路公社事業資金融資債務保証 3,993,800,000円
財団法人福島県 腎臓協会	平成20年 12月1日	当協会の基本財産57,358,180円のうち46,000,000円の出捐 腎臓移植普及啓発等事業補助金 500,000円	小松山 善 之 野 崎 直 実	
財団法人福島県 原子力広報協会	平成21年 1月26日	当協会の基本財産20,000,000円のうち10,000,000円の出捐	小松山 善 之 野 崎 直 実	
財団法人いわき 勤労福祉事業団	平成21年 1月22日	当事業団の基本財産30,000,000円のうち15,000,000円の出捐	小松山 善 之 野 崎 直 実	
財団法人福島県 栽培漁業協会	平成21年 1月21日	当協会の基本財産600,000,000円のうち550,000,000円の出捐	小松山 善 之 野 崎 直 実	
社団法人福島県 畜産振興協会	平成20年 11月26日	当協会の基本財産581,500,000円のうち320,000,000円の出資 畜産経営技術高度化指導事業補助金 2,430,000円 自衛防疫強化総合対策事業補助金 3,980,000円 オーエスキーマ病清浄化対策強化事	加 藤 雅 美 野 崎 直 実	

			業補助金 畜産ふくしま活性化対策事業補助金 1,643,400円 1,882,000円					
財団法人福島県 アイバソク	平成20年 12月1日	当アイバソクの基本財産32,690,362 円のうち10,000,000円の出捐 角膜移植普及啓発事業補助金 500,000円	小松山 野 崎 善 直 継 実					
財団法人福島県 生活衛生営業指 導センター	平成20年 11月28日	当センターの基本財産5,000,000円 のうち2,000,000円の出捐 生活衛生営業経営指導事業費補助 金 24,896,000円 生活衛生営業振興事業補助金 2,580,000円	小松山 高 野 善 宏 継 之					
財団法人福島県 罹災救助基金協 議会	平成21年 1月26日	当協議会の基本財産280,000,000円 のうち105,000,000円の出捐	小松山 野 崎 善 直 継 実					
財団法人福島県 国民年金福祉協 会	平成21年 1月20日	当協会の基本財産2,050,000円のうち 1,000,000円の出捐	小松山 野 崎 善 直 継 実					
財団法人ふくし ま科学振興協会	平成21年 1月22日	当協会の基本財産100,000,000円のうち 30,000,000円の出捐 科学技術振興普及事業補助金 21,000,000円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					
福島県漁業信用 基金協会	平成21年 1月26日	当協会の基本財産870,900,000円の うち403,100,000円の出資 経営改善等資金融通円滑化事業補 助金 2,116,344円 漁業信用基金協会貸付金 200,000,000円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					
只見川電源流域 振興協議会	平成20年 11月28日	新「歳時記の郷・奥会津」活性化 事業補助金 58,282,000円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					
財団法人温知会	平成21年 1月21日	病院内保育所運営費補助金 6,878,000円 救急医療施設運営事業費補助金 57,318,000円 臨床研修費等補助金 7,921,000円 臨床研修費等補助金 (歯科) 2,869,000円 医療施設近代化施設整備費補助金 18,752,000円 介護老人保健施設整備資金利子補 給金 9,468,000円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					
2009年FISフリースタイルスキー 世界選手権猪苗代大会組織委員 会	平成20年 12月1日	2009年FISフリースタイルスキー 世界選手権猪苗代大会開催事業補 助金 50,000,000円 フリースタイルスキー世界選手権 猪苗代大会支援事業補助金 52,000,000円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					
学校法人福島成 蹊学園	平成21年 1月22日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 308,528,000円 私立学校運営費補助金 (教育改革 推進特別補助) 3,020,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補 助金 11,903,800円 結核予防事業費等補助金 120,605円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					
学校法人尚志学 園	平成21年 1月20日	私立学校運営費補助金 (一般補助) 413,181,000円 私立学校運営費補助金 (一般補助) 34,370,000円 私立学校運営費補助金 (一般補助) 27,034,000円 私立学校運営費補助金 (一般補助) 29,050,000円 私立学校運営費補助金 (教育改革 推進特別補助) 2,360,000円	加 高 野 崎 藤 宏 雅 美					

私立高等学校等授業料軽減事業補助金 22,050,400円 私立幼稚園同時在園児保育料軽減事業補助金 272,866円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 2,660,000円 私立幼稚園心身障がい児教育費補助金 6,272,000円	私立学校運営費補助金（一般補助） 212,583,000円 郡山ザベリ才学園 173,872,000円 私立学校運営費補助金（教育改革推進特別補助） 会津若松ザベリ才学園 4,000,000円 私立学校運営費補助金（教育改革推進特別補助） 郡山ザベリ才学園 19,193,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 7,843,800円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 2,050,000円 私立幼稚園同時在園児保育料軽減事業補助金 145,482円 私立幼稚園心身障がい児教育費補助金 2,352,000円	平成21年 1月21日	学校法人ザベリ 才学園 1月21日	加藤 雅美 野 宏之	小松山 善実 野 崎 直 実	私立学校運営費補助金（一般補助） 177,713,000円 私立学校運営費補助金（過疎特別補助） 10,263,000円 私立学校運営費補助金（教育改革推進特別補助） 600,000円 私立高等学校等授業料軽減事業補助金 3,040,800円	平成21年 1月22日	学校法人山崎学 園	継 美 野 宏 之
私立学校運営費補助金（一般補助） 48,372,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 1,840,000円 私立幼稚園同時在園児保育料軽減事業補助金 206,200円	私立学校運営費補助金（一般補助） 46,427,000円 私立幼稚園心身障がい児教育費補助金 7,056,000円 私立幼稚園子育て支援推進事業補助金 1,410,000円	平成21年 1月26日	学校法人安斉学 園	小松山 善実 野 崎 直 実	加藤 雅美 野 宏之	産休等代替職員費補助金 335,610円 三育保育園 産休等代替職員費補助金 338,580円 霊山三育保育園 軽費老人ホーム事務費補助金 エデソの園 62,726,000円 軽費老人ホーム事務費補助金 ケアハウス「輝きの郷」 12,393,000円	平成21年 1月20日	社会福祉法人創 世福祉事業団	加藤 雅美 野 宏之
福祉活動指導員及び事務職員設置事業費補助金 61,636,000円 地域福祉権利擁護事業補助金 25,376,000円 ボランティアセンター事業補助金 14,300,000円 長寿社会推進センター運営費等補助金 25,291,000円 運営適正化委員会設置運営事業補助金 4,243,000円 生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金 17,120,000円 社会福祉大会開催負担金 200,000円	福祉活動指導員及び事務職員設置事業費補助金 61,636,000円 地域福祉権利擁護事業補助金 25,376,000円 ボランティアセンター事業補助金 14,300,000円 長寿社会推進センター運営費等補助金 25,291,000円 運営適正化委員会設置運営事業補助金 4,243,000円 生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金 17,120,000円 社会福祉大会開催負担金 200,000円	平成20年 11月27日	社会福祉法人福 島県社会福祉協 議会	加藤 雅美 野 崎 直 実	加藤 雅美 野 宏之				

結核予防事業費等補助金 エゾンの園 結核予防事業費等補助金 大信「聖・虹の郷」 老人福祉施設整備資金利子補給金 聖・輝きの郷 老人福祉施設整備資金利子補給金 聖・輝きの郷 老人福祉施設整備資金利子補給金 大信「聖・虹の郷」 介護老人保健施設整備資金利子補給金 「聖・オリーブの郷」 東館 介護老人保健施設整備資金利子補給金 表郷「聖・オリーブの郷」 介護老人保健施設整備資金利子補給金 桑折「聖・オリーブの郷」 介護老人保健施設整備資金利子補給金 滝根「聖・オリーブの郷」	64,410円 46,330円 4,312,000円 481,000円 2,137,000円 9,526,000円 6,758,000円 5,392,000円 10,593,000円	小松山 善 実 野 崎 直 実 加 藤 雅 直 美 野 崎 直 実
老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 老人福祉施設整備資金利子補給金 結核予防事業費等補助金	259,650,000円 119,000円 233,685,000円 539,000円 117,520円	小松山 善 実 野 崎 直 実 加 藤 雅 直 美 野 崎 直 実

社会福祉法人 水会 特定非営利法人 循環型社会推進 センター	平成21年 1月21日 平成20年 11月27日	老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金 老人福祉施設整備資金利子補給金 県営住宅指定管理料 県中地区 県営住宅指定管理料 会津地区 県営住宅指定管理料 いわき地区	242,340,000円 669,000円 103,383,000円 79,399,950円 130,599,000円	小松山 善 実 野 崎 直 実 小松山 善 之 高 野 宏 之
--	-----------------------------------	---	---	--

以上の34法人に対する県の財政的援助等に係る出納その他の事務の監査結果は、適正に執行されたものと認められた。

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
公立大学法人福 島県立医科大学	平成20年 12月1日	当大学の資本金29,454,290,609円 について全額出資 公立大学法人運営費交付金 7,283,070,000円 医師派遣事業交付金 61,662,000円 緊急救ばく医療施設等整備事業費 補助金 4,999,672円 感染症指定医療機関運営事業費補 助金 8,966,000円 救急医療施設運営事業費補助金 救命救急センター運営事業 11,174,000円 救急医療施設運営事業費補助金 ドクターヘリ導入促進事業 29,595,000円 地域がん診療連携拠点病院整備事 業補助金 17,000,000円 病院内保育所推進事業補助金 10,000円 公立大学法人貸付金 932,000,000円	小松山 善 実 野 崎 直 実

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 総務部及び保健福祉部)
 「指導事項」
 ・委託料の執行に適切でないものがある。
 (医療機器の保守点検業務委託において、点検報告書の点検年月日未記載や契約前の点検実施がある。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
公立大学法人会津大学	平成20年12月1日	当大学の資本金19,304,393,953円について全額出資 公立大学法人運営費交付金 3,339,432,000円 公立大学法人補助金(産学連携プロジェクト事業) 2,522,040円 公立大学法人補助金(国際競争力のある地域産業を担う人材育成事業) 2,324,642円	加藤雅美 高野宏之

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 総務部)
 「指導事項」
 ・契約の事務手続に適切でないものがある。
 (庁舎等管理業務委託において、契約の相手方が契約を履行しないとなるおそれがないと認められる具体的かつ適切な理由がないにもかかわらず、契約保証金を免除とし、また、連帯保証人も立てない契約としている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県下水道公社	平成20年11月27日	当公社の基本財産68,850,000円のうち34,500,000円の出捐 下水道公社下水道促進事業負担金 810,000円 阿武隈川上流流域下水道(泉北処理区)管理委託 737,677,342円	小松山善之 高野宏之

阿武隈川上流流域下水道(県中処理区) 管理委託 1,397,568,206円 阿武隈川あだたら流域下水道(二本松処理区)管理委託 147,952,547円 大滝根川流域下水道(田村処理区)管理委託 53,860,045円	
---	--

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 土木部)
 「指導事項」
 ・休日の代休日の指定に適切でないものがある。
 (休日の8時30分から12時まで勤務した職員について、代休日の指定(半日)を行っている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人ふくしま海洋科学館	平成21年1月22日	当館の基本財産150,000,000円について全額出捐 利用料金免除事業補助金 60,000,000円 ふくしま海洋科学館指定管理料 564,820,000円	小松山善之 野崎直実

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 企画調整部)
 「指導事項」
 ・会計規程の整備に欠いているものがある。
 (会計経理は公益法人会計新基準により行われているが、会計規程が改正されておらず旧基準のままとなっている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島なみえ勤労福祉事業団	平成21年1月26日	当事業団の基本財産31,500,000円のうち10,000,000円の出捐	加藤雅美 高野宏之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 商工労働部)

「指導事項」

- ・ 給与規程の整備に適切でないものがある。
 (調理師等に係る特殊作業手当について、対象者、手当の額等支給に必要な事項を給与規程に定めていない。また、給料及び通勤手当について、支給月額が給与規程と一致していない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人ふくしま市町村建設支援機構	平成21年1月20日	当機構の基本財産676,935,407円のうち172,000,000円の出捐	加藤 雅美 野 宏 之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 土木部)

「指導事項」

- ・ 単身赴任手当の認定事務に適切でないものがある。
 (単身赴任手当の支給額決定に係る交通距離が職員の給与に関する規程に基づき算出されていない。)
- ・ 受託業務の事務手続に適切でないものがある。
 (受託した市道の橋梁設計業務において、確認が不十分のまま事務を進めた結果、修正設計を実施するなど、予定しない支出を余儀なくされた。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人太田綜合病院	平成21年1月22日	看護師等養成所運営費補助金 25,996,000円 救急医療施設運営事業費補助金 84,874,000円 地域周産期母子医療センター運営事業費補助金 9,958,000円 地域がん診療連携拠点病院整備事業費補助金 6,435,000円 病院内保育所運営費補助金 3,444,000円 桔梗保育園	加藤 雅美 野 宏 之

病院内保育所運営費補助金 4,084,000円
熱海桔梗保育園

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 (所管部局 保健福祉部)

「指導事項」

- ・ 補助事業の事務手続に適切でないものがある。
 (補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告すべきところ調査日現在報告していない。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
学校法人いわき秀英学園	平成21年1月26日	私立学校運営費補助金(一般補助) 123,360,000円 私立学校運営費補助金(教育改革推進特別補助) 2,975,700円	小松山 善 継 野 崎 直 実

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 総務部)

「指導事項」

- ・ 補助金に係る会計経理に適切でないものがある。
 (補助金が未収入金として計上されていない。)
- ・ 補助対象経費に適切でないものがある。
 (補助対象外経費を含めて申請手続をしている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
福島県国民健康保険団体連合会	平成20年12月3日	介護保険苦情処理業務等事業費補助金 3,055,000円 国民健康保険基金貸付金 300,000,000円	加藤 雅美 野 宏 之

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

(所管部局 保健福祉部)

「指導事項」

- ・ 国民健康保険基金の運営に適切でないものがある。

(診療報酬支払基金の融資の決定をしたときは国保基金運営委員会で承認を求めなければならないとされているが、国保基金運営委員会の承認を得ないままに融資を行っている。)

監査対象法人等	執行年月日	監 査 の 対 象	担当監査委員
財団法人福島県都市公園・緑化協会	平成20年11月27日	あづま総合運動公園指定管理料 593,750,000円 あづま総合運動公園クライミングウォール指定管理料 451,500円 福島空港公園指定管理料 114,232,000円 逢瀬公園指定管理料 22,561,000円 総合緑化センター指定管理料 40,740,000円	加藤 雅 実 野 崎 直 実

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
(所管部局 農林水産部及び土木部)

【指導事項】

・通勤手当の支給に適切でないものがある。
(高速自動車国道を利用する職員に係る通勤手当について、運賃相当額が5万5千円を超えるときは、その額と5万5千円との差額の2分の1を5万5千円に加算した額を支給すると規定しているが、5万8千円と読み替えて計算し支給している。)

監査公表第10号

平成21年2月6日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年3月24日

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加藤 雅 実
福島県監査委員 野崎 直 実
福島県監査委員 高野 宏 之

20 財 第 3174 号
平成21年2月9日

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加藤 雅 美 様

福島県監査委員 野崎 直 実
福島県監査委員 高野 宏 之

福島県知事 佐藤 雄 平 閣

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成21年1月27日付け20福監第200号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

1 監査対象

人事総室(旧人事領域)

2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
職員手当の支給に適切でないものがある。 【事実】 1 通勤経路を変更した職員Aほか1名に係る通勤手当について、1か月の通勤手当の合計が58,000円以下である場合は、変更した交通機関等のみを認定すべきであるにもかかわらず、すべての交通機関等を変更したため過支給となっている。 正当支給額 770,050円 既支給額 875,370円 過支給額 105,320円	1 誤った通勤手当の認定簿を訂正の上、平成20年8月27日付けで改めて認定をし、過支給額については、次のとおり返納処理を行いました。 【処理年月日】平成20年10月6日
2 休日に勤務した職員Bほか3名について、正規の勤務時間以外の時間も一括休日給で支給したため、超過勤務手当が不足支給となっている。 正当支給額 503,559円 既支給額 493,305円 不足支給額 10,254円	2 超過勤務手当の不足について、追給処理を行いました。 【処理年月日】平成20年10月3日

今後は、支給要件等を十分に確認の上事務処理を行います。また、複数職員による確認を徹底するなどし、支給事務の適正な執行に努めます。

- 1 監査対象
福島空港事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>週休日の割振りに適切でないものがある。</p> <p>「事実」 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日を割振らなければならないが、下記1又は2の休日と割振るべき週休日が重なる日については週休日を割振らなかつたことから、職員16名について8日の週休日が割振られていない4週間ごとの期間がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「国民の祝日に関する法律」で定める休日 2 「福島県の休日等を定める条例」第1条第1項第3号で定める休日 	<p>平成20年4月以降の週休日及び勤務時間の割振りについて確認した結果、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条（週休日及び勤務時間の割振り）、職員の勤務時間の特別について等関係の規程に基づき、適正に行っていることを確認しました。</p> <p>今後引き続き関係規程を十分確認の上、週休日の割振りを適切に行います。</p>

監査公表第11号

平成21年2月6日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年3月24日

福島県監査委員 小松山 善 雅 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 直 実
 福島県監査委員 野 崎 直 宏 之
 福島県監査委員 高 野 宏 之

20 教財第 784 号
 平成21年2月27日

福島県監査委員 小松山 善 雅 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 直 実
 福島県監査委員 野 崎 直 宏 之

福島県監査委員 高 野 宏 之

定期監査の結果について（通知）

平成21年1月27日付け20福監第200号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

県南教育事務所

福島県教育委員会委員長 印

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 給料の調整額の支給事務に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 教員 A の給料調整額について、平成18年度は受給対象外になつたにもかかわらず、事務手続を失念して1年間支給し続けた。また、この事実が平成19年11月に判明したが、返納額の調定を平成20年2月に行つており、大幅に遅延している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 誤支給期間 平成18年4月～平成19年3月 2 返納額 383,729円 3 調定年月日 平成20年2月15日 	<p>誤支給となつた給料の調整額については、返納処理を行い平成20年7月3日に納入を確認しました。</p> <p>今後は、教育事務所と所属小中学校において次の1から4の事務手続を徹底することにより再発を防止するとともに、返納額の調定等が必要な場合は速やかに処理することといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 所属小中学校から教育事務所への事務手続においては、従前からの支給要件に係る事項を記載したものにあわせて新たに電算入力帳票を作成し提出することとする。 2 提出を受けた教育事務所は、支給要件を確認し電算入力を行うとともに、新たに確認結果を所属小中学校に通知することとする。 3 教育事務所主催の研修会等において、各小中学校が例月の給与等領収書及び四半期の給与マスターにおいて更なるチェックを行うよう、指導を強化して徹底を図る。 4 教育事務所が毎年実施している各小中学校に対する給与実務指導における、チェック項目に「給料の調整額」を追加して、事後確認を強化する。

旧教育振興領域・旧教育指導領域

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○検討事項 県立高等学校の寄宿舎のあり方について、検討することを求めた。</p> <p>福島明成高等学校は、本県の農業経営者養成の中核校として寄宿舎教育を実施してきたが、教育環境等の変化により寄宿舎の利用が減少している一方、その管理には毎年多額の経費を要しており、さらに、今後耐震補強工事などの経費も少なからず予想されるところである。</p> <p>については、同校をはじめ、同様な状況にあると考えられる県立高等学校の寄宿舎のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>県立高等学校の寄宿舎のあり方については、以下のとおり検討しました。</p> <p>寄宿舎教育は、将来の農業経営者や農業に関連した職業の担い手を育成する役割を担ってまいりましたが、栽培・飼育方法の進展や、学習形態の変化等により入寮形態等については時代とともに変遷し、現在は設置当時のような入寮者数、入寮形態ではなくなっております。</p> <p>しかしながら、寄宿舎教育は家畜の分娩や農作物の管理などにおいて早朝、放課後の時間帯に実習を行うことにより、すべての生徒に幅広い知識を身に付けさせるとともに、生徒の主体性を育みながら、発展的な学習体験をおとして、専門性を身につけさせるための大切な機会として教育課程の一つに組み込んでおります。</p> <p>今後は、この農業経営者養成の中核校としての機能を前提としながらも、入寮者数の減少及び施設の老朽化等を踏まえ寄宿舎の適正な規模やあり方、及び管理面におけるラソングコストの低減に向けた具体的な方策について、平成21年度末を目途に検討してまいります。</p>